

自動販売機設置契約書（案）

貸付人鳥取県（以下「甲」という。）と借受人〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、自動販売機の設置について、次の条項により契約を締結する。

(信義誠実等の義務)

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

(貸付物件)

第2条 甲は次に掲げる物件を、乙に貸し付けるものとする。

名称、所在地	区分	数量	設置場所及び機種	備考
鳥取県西部犬猫センター 米子市皆生温泉三丁目18-3	土地	〇.〇〇m ²	〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇	

(使用目的)

第3条 乙は、貸付物件を清涼飲料水自動販売機及び使用済容器回収ボックスの設置場所として使用しなければならない。

(貸付期間)

第4条 貸付期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

(県有財産の使用等)

第5条 甲は自動販売機設置に必要な部分について、別途、乙からの申請により行政財産の使用許可を行うとともに、乙は甲に使用料を支払うものとする。

2 乙は、甲の行政財産使用許可に基づき、自動販売機に係る光熱水費を支払うものとする。

(取扱手数料)

第6条 乙は取扱手数料として自動販売機による売上額に〇〇パーセントを乗じた額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を甲に支払うものとする。

2 乙は、前項に規定する取扱手数料の算定のため、毎月1日から末日までの間の販売数量及び売上額を四半期最終月の翌月の15日までに、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課長に報告しなければならない。

(使用料等の納付)

第7条 乙は、前2条に定める使用料、光熱水費及び取扱手数料を甲の発行する納入通知書により、
その指定する期日までに納付しなければならない

(遲延利息)

第8条 乙は、前条の納入通知書により指定された納期限までに使用料を納付しない場合には、納期限の翌日から納付した日までの期間について、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第120条第1項に規定する率の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約保証金)

第9条 契約保証金は、これを免除する。

(充当の順序)

第10条 乙が使用料及び遅延利息を納付すべき場合において、納付された金額が使用料及び遅延利息の合計額に満たないときは、当該納付された金額は、遅延利息から先に充当する。

(物件の引渡し)

第11条 甲は、第3条に定める貸付期間の初日に本物件を乙に引き渡す。

(許可物件の不具合)

第12条 乙は、本契約締結後、許可物件に不具合があつても、既納の貸付料の減免又は損害賠償等の請求はできない。

(許可物件の滅失等)

第13条 甲は、許可物件が乙の責めに帰することのできない事由により滅失し、又は毀損した場合には、滅失し、又は毀損した部分に係る使用料として甲が認める金額を減免することができる。

(修繕義務の負担)

第14条 許可物件の修繕は、貸付物件が乙の責めに帰することのできない事由による場合を除き、その規模の大小にかかわらず全て乙が行うものとし、甲は一切の修繕義務を負わない。

(許可内容の変更)

第15条 乙は、借受けの内容を変更しようとするときには、事前に変更する理由等を記載した計画を書面によって申請し、甲の承認を受け、又は甲と許可内容変更に係る変更契約を締結しなければならない。

2 前項の規定に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第16条 乙は、甲の書面による承認を得ないで許可物件を第三者に転貸し、又はこの契約によって取得した権利を第三者に譲渡してはならない。

(許可物件の維持保全義務)

第17条 乙は、善良なる管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努めるとともに、許可物件に事故等が発生した場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、許可物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責めを負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責めを果たした場合には、乙に求償することができる。

3 第1項の規定により支出する費用は、全て乙の負担とし、甲に対してその償還等の請求をすることができない。

(実地調査等)

第18条 甲は、次のいずれかに該当する事由が生じたときは、乙に対しその業務又は資産の状況に関する質問し、実地に調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は調査等を拒み、妨げ、又は怠ってはならない。

(1) 第5条及び第6条に定める使用料等の納付がないとき。

(2) 前3条に定める義務に違反したとき。

(3) その他甲が必要と認めるとき。

(契約の解除)

- 第19条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。
- 2 甲において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の5第4項の規定に基づき本契約を解除することができる。
- 3 甲において、第三者に貸付物件を売却するときには、本契約を解除することができる。
- 4 前3項の規定により契約を解除しようとするときは、相手方に対して書面により通知しなければならない。

(暴力団の排除)

- 第20条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
- ア 暴力団員を役員等（乙が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、乙が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
- イ 暴力団員を雇用すること。
- ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
- エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- 2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除された場合、違約金として貸付料年額に5を乗じて得た額の10分の1に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(原状回復義務)

- 第21条 乙は、第4条に定める貸付期間が満了したとき、又は全2条の規定により契約が解除されたときは、許可物件を原状に回復して甲の指定する期日までに返還しなければならない。

(損害賠償等)

- 第22条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 2 乙は、地方自治法第238条の5第4項の規定に基づき、本契約が解除された場合において損失が生じたときは、同条第5項の規定に基づき、その補償を請求することができる。

(有益費等の放棄)

- 第25条 乙は、第4条に規定する貸付期間の満了又は第19条若しくは第20条の規定により契約が解除された場合において、許可物件を返還する場合には、乙が支出した必要費、有益費等が現存している場合であっても、甲に対しその償還等の請求をすることはできない。

(契約の費用)

第 26 条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(合意管轄裁判所)

第 27 条 この契約に係る訴えについては、鳥取市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第 28 条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

上記の契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、両者記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 鳥取市東町一丁目 220 番地
鳥取県
鳥取県知事 平井伸治

乙 ○○市○○○丁目○○○番地
○○○○○○○○○
代表取締役 ○ ○ ○ ○